

# 答申書

— 小樽市の歴史的建造物及び歴史的都市景観の保全について —

昭和 58 年 3 月 22 日

小樽市歴史的建造物等保全審議会

## 目 次

1 はじめに .....	1
2 用語の定義 .....	4
3 保全の目的と意義 .....	5
4 保全の主体 .....	7
5 保全の対象 .....	8
6 保全の方法 .....	9
(1) 財源の確保 .....	9
(2) 利用方法 .....	9
(3) 保全基準等 .....	10
7 その他関連要望事項 .....	11
8 歴史的建造物等保全体系図 .....	13

## 資 料

### I 小樽市歴史的建造物等

保全審議会条例 .....	17
---------------	----

II 同 委員名簿 .....	19
-----------------	----

III 諒 問 書 .....	21
-----------------	----

IV 審 議 経 過 .....	23
------------------	----

まことに、この小樽市は、その歴史的建造物等の保全と整備に、常に注目され、多くの人々が関心を持っています。しかし、その一方で、歴史的建造物の現状を踏まえ、今後何をすべきか、また、どのようにして取り組むべきか、など、議論が繰り広げられています。そこで、本冊では、小樽市の歴史的建造物等の現状と、その保護・活用のための取り組みについて、実際の事例や調査結果などをもとに、分かりやすく解説します。

**1はじめに** 小樽市の歴史的建造物等の現状と、その保護・活用の取り組みについて、これまでの経緯から、小樽市歴史的建造物等保全審議会は、昭和57年6月14日、小樽市教育委員会から「小樽市の歴史的建造物及び歴史的都市景観の保全と整備について」意見を求められた。本審議会は、まず諮問内容に関連して、小樽市教育委員会が実施した基本調査ならびに市民への啓蒙など行政対応の経緯について説明を受け、市内の主要な歴史的建造物及び景観地区についても現地視察を行った。さらに、その後、わが国で歴史的町並み保存に取り組んでいる先進都市の事例研究ならびに専門委員による視察も実施し、小樽市の歴史的建造物等の保全について全委員による熱心な審議を重ねてきた。

我が国においては、昭和30年代後半以降の高度経済成長期に都市が急速な変貌をとげ、都市改造が進められた。その結果、しばしば都市の個性が失われ、人びとの生活環境は激変した。しかし、近年、低成長時代に入つて、われわれは改めて歴史的な景観や環境を価値の高いものとして再発見し、その都市が培った歴史と文化を継承する必要性を再認識するにいたった。

都市は人間が創造する大きな生活文化の所産であり、常に新しい息吹と生命が与えられて変化している。小樽市は開基

以来百十余年を経ている国際的な港湾都市であり、かつて北海道・樺太などの開発拠点都市としてめざましい市勢の発展を見たのであるが、この間に今日の小樽の都市形成がほぼなされたといえる。幸い、小樽には海と山、港と坂という恵まれた自然環境と、先人が築いた歴史と文化の証である明治・大正・昭和初期の歴史的建造物と町並みが今なお数多く残っている。この美しい自然と風土、そして育くまれた歴史と文化が小樽を個性的な町として魅力あるものにし、幾多の人材を育てあげ、人びとに生活の快適さと郷土への愛着をいかに与えてきたか計りしれないものがある。小樽の未来を探ると書き、その歴史の継承と発展が明日への飛躍に必ずや大きな力となるものと確信する。

本審議会は、小樽市教育委員会の諮問に対し、歴史的環境の保全について市民と行政が一体となって対策を樹立し、貴重なふるさとの遺産を後世に伝えるべきであるという点で意見の一致を見るにいたった。この理念に基づき、本答申は、保全の目的と意義、保全の主体、保全の対象、保全の方法ならびに関連要望事項に大別して基本的な考え方と具体策を提案するものである。

最後に、市民及び行政当局が本答申に対して十分な理解を示され、小樽市の地域性豊かな都市形成、より良い環境づく

りのなかで文化的遺産の保全に努力されることを期待する。

本答申は、小樽市が開拓した歴史的建造物と町並みを保護するための組織として、明治時代から現在まで活動する「小樽市歴史文化保存会」が、小樽市長より依頼を受けたものである。

## 2. 用語の定義

本答申で用いる「歴史的建造物」、「景観地区」などの用語は、小樽市における歴史的町並みの保全を進める場合の固有の用語であると解されるので、その定義を次のとおりとする。

### (1) 歴史的建造物等

歴史的建造物及び景観地区をいう

### (2) 歴史的建造物

小樽市にとって歴史的、文化的に価値が高い代表的建造物及びこれと一体をなす工作物（以下「単体」という。）

### (3) 景観地区

歴史的建造物を含み、小樽らしい歴史的な都市景観を形成している地区

### (4) 修景整備地区

歴史的建造物又は景観地区と関連をもち、都市環境を整備すべき地区

## 3. 保全の目的と意義

歴史的建造物等の保全の目的は、小樽の歴史と文化を伝える歴史的建造物と景観地区を保全し、その歴史的都市景観を後世に伝えることにより、小樽らしい個性的な町づくりに資することにある。この構想は、小樽市の総合計画における「豊かな人間性と香り高い市民文化の育つ町づくり」を推進する大きな柱となる。この歴史的環境を守り育てる活動は、市民が町を誇りとし、町を大切にし、町への愛着心を育て、小樽市を快適で住みやすく魅力ある町へと発展させる大きな力となり、その意義は極めて大きい。

つぎに、歴史的建造物等の保全を進めるにあたっては、ただ古いものを凍結的に保存するということではなく、これを文化的に、あるいは経済的に活用しながら整備していくことが肝要である。保全対象となる単体及び景観地区については周辺の都市再開発とのかねあいを十分考慮して、全体として新旧の調和をはからなければならない。この場合、小樽の都市景観の特質である海と山、港と坂との調和をはかり、水・石・緑・空間の効果的な活用ということがあげられる。

さらに、歴史的建造物等の保全を行っていくためには、市民の積極的な参加と協力がなければならない。同時に、この

活動を通じて歴史的建造物等を尊重していく」という市民全体の意識の向上をはかることも必要である。

まことに、この問題は、小樽市が歴史的建造物等の保全に取り組むうえで最も重要な課題である。小樽市は、その歴史的建造物等の保全に向けた取り組みが、他の都市や町村と比較して、必ずしも遅れていた。しかし、近年では、小樽市が歴史的建造物等の保全に積極的に取り組むようになっており、その結果、多くの歴史的建造物等が修復され、また、新規の歴史的建造物等が建設されるなど、大きな進歩がなされている。一方で、小樽市は、他の都市や町村と比べて、歴史的建造物等の保全に対する意識がまだ低いところがある。これは、小樽市の歴史的建造物等に対する認識がまだ十分でないためである。

そこで、小樽市は、歴史的建造物等の保全に対する意識を高めるために、以下の取り組みを行っている。  
 ①歴史的建造物等の現状調査：小樽市は、歴史的建造物等の現状を把握するため、定期的な現状調査を行っている。これにより、歴史的建造物等の状態や修復状況が把握され、必要な修復工事や保存措置が実施される。  
 ②歴史的建造物等の保存：小樽市は、歴史的建造物等の保存を目的とした条例を制定している。これにより、歴史的建造物等の修復や改築が制限される場合がある。  
 ③歴史的建造物等の活用：小樽市は、歴史的建造物等の活用を促進するため、各種のイベントや展示会などを開催している。これにより、歴史的建造物等の魅力が発信され、多くの人々に訪れる機会が増加している。  
 ④歴史的建造物等の整備：小樽市は、歴史的建造物等の整備を実施している。これにより、歴史的建造物等の外観が改善され、より美しい姿が保たれることを目指している。

## 4 保全の主体

歴史的建造物等の保全の主体は、その所有者、使用者ならびに小樽市である。また、ナショナル・トラスト（国民環境基金）や財団方式もしくは第三セクター方式など市民が積極的に参加する方法も検討すべきである。さらに、保全に関する基本的な重要事項を審議する組織として保全主体、市民及び学識経験者による審議会の設置が必要である。

以上が、小樽市における歴史的建造物等の保全についての取り組みである。

区の経済的活性化をはかりつつ、歴史的環境の保全と整備を住民、市民、行政が三者一体となって進める必要がある。

このため、全市的視点から都市計画の検討ならびに地区計画の策定も考慮しなければならない。特に、運河地区の再開発については、歴史的環境の保全が開発の価値を高めるものであるとの認識のもとに進めるべきである。

(3) 歴史的建造物等の保全基準等

歴史的建造物の保全については、所有者等の財産権を尊重しつつ、生活環境の向上及び産業活動の振興に配慮しながら、当該建造物の外観保全を基本とすべきである。しかし、特に文化的に価値の高いものについては、所有者等の協力により原形保全も考えるべきである。景観地区の保全にあたっては、その地区の歴史的環境を尊重し、関係住民の理解と協力を得たうえ、建造物の現状変更を行う場合の遵守基準を設定するなど保全大綱を定める必要がある。なお、地区全体としての歴史的環境を整備し向上させるため、その地区にふさわしい新たな建造物を加えることも必要である。

(4) 小樽の歴史的建造物等が日本における独特の石の建築文化を保護するための取り組み

7. その他関連要望事項

歴史的建造物等の保全と整備についても緊密に連携して、行政の対応と市民の協力が必要であるので、その体制確立を要望するものである。

- (1) 歴史的建造物等及び修景整備地区の保全と整備について  
小樽市は、国・道に呼びかけ、資金と技術援助の積極的な導入を図りはかること。
- (2) 小樽市は、歴史的建造物等の保全事業の推進にあたり、  
関係部局が全庁的に取り組む体制を整えること。
- (3) 景観地区の周辺地域及び修景整備地区については、公的住宅などの建設を検討し、定住人口の増加策をはかること。
- (4) 歴史的建造物等を相互に連絡する交通システムを確立し、  
あわせて歩道の整備を進め徒步交通の確保に努めるなど、  
市民・観光客の利便をはかること。
- (5) 小樽の歴史的建造物等が日本における独特の石の建築文化を保護するための取り組み

## 5 保全の対象

### 歴史的建造物等の保全

歴史的建造物等の保全の対象は、「小樽市の歴史的建造物及び景観地区調査報告書」（昭和56年3月）の内容でほぼ適切と思われるが、その選定にあたっては厳選すべきである。

特に景観地区については、保全の実効をあげうるような適正規模を考え、他の関連計画ならびに将来構想との整合性を十分に配慮すべきである。対象としては先の「調査報告書」にあげられている運河地区、色内地区及び入船地区のうち、入船地区に関しては単体保全の方法もありうる。また、修景整備地区を設け、歴史的建造物又は景観地区との関連をはかり、主として公共事業が中心となって、歩道・街路樹など街路景観を整備すべきである。なお、8歴史的建造物等保全体系図（13頁）を参照されたい。

## 6 保全の方法

### 財源の確保

(1) 財源の確保  
歴史的建造物等の保全にあたっては、所有者等が当該建造物等の経済的活用をはかるなど創意と工夫により保全財源の確保に努めることが基本である。同時に、小樽市は積極的な助成対策を配慮し、具体的には当該建造物等の管理、修理、修景又は復旧について、固定資産税の減免、補助金等の交付、利子補給ならびに融資の斡旋などを考えるべきである。また、市民などの善意と協力による財源確保の方法も併せて検討すべきである。資金難強化の背景原因についての検討も併せて検討すべきである。

(2) 利用方法  
歴史的建造物については、建造物の用途目的に合った利用が望ましい。しかし、時代の推移と経済環境の変化により、その用途転換に迫られているものもある。この場合、  
① 公共的、経済的機能の再発見と市民的資産としての活用をはかるなかで、再利用の方途を見いだすことが肝要である。  
具体的には、公共施設への転用、観光施設への活用、手芸施設への利用などがあげられる。

また、景観地区については、住民の生活環境の向上と地

化を築きあげ、町並み景観の大きな特徴となっているので  
その風致を生かす外観の建造物が増加するよう配慮すること

と。規制の方法として歴史的建造物等の保全地区現状

の監視本の手づかみによる改修や改築の実施も実際の対応に

(6) 建造物の維持管理について、積雪寒冷など北国の自然条件を考慮のうえ、対応策を十分研究すること。

と。規制の方法として歴史的建造物等の保全地区現状

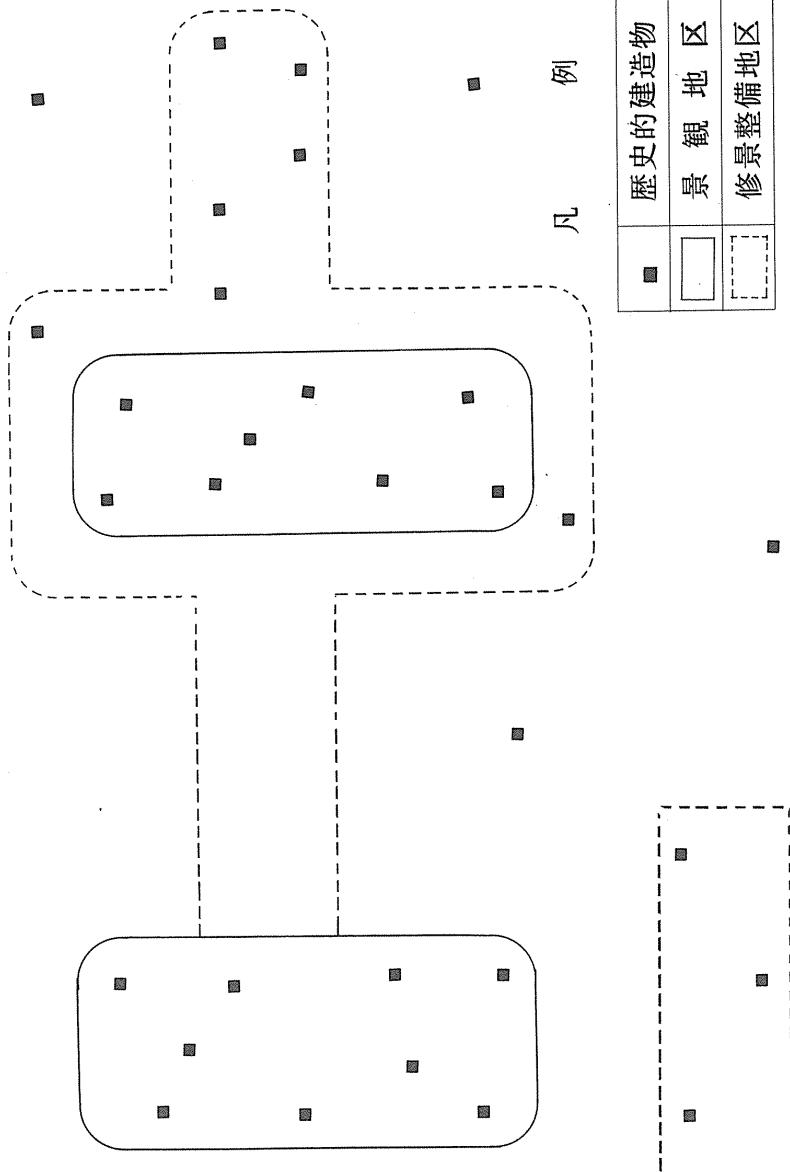
(7) 小樽市は、条例制定など保全体制確立前においても、歴史的建造物等の保全について、積極的に啓蒙と指導をはかることとともに、市民の自発的な理解と協力を得るよう努力すること。

(8) 歴史的建造物の周辺及び景観地区内においては、歴史的環境を保全するうえから、屋外広告物の規制をはかること。

(9) 都市環境のデザインに関して、都市美観を向上させるため、公的建築物、施設等のデザイン・色彩等を検討する市民参加の組織の設置を考慮すること。

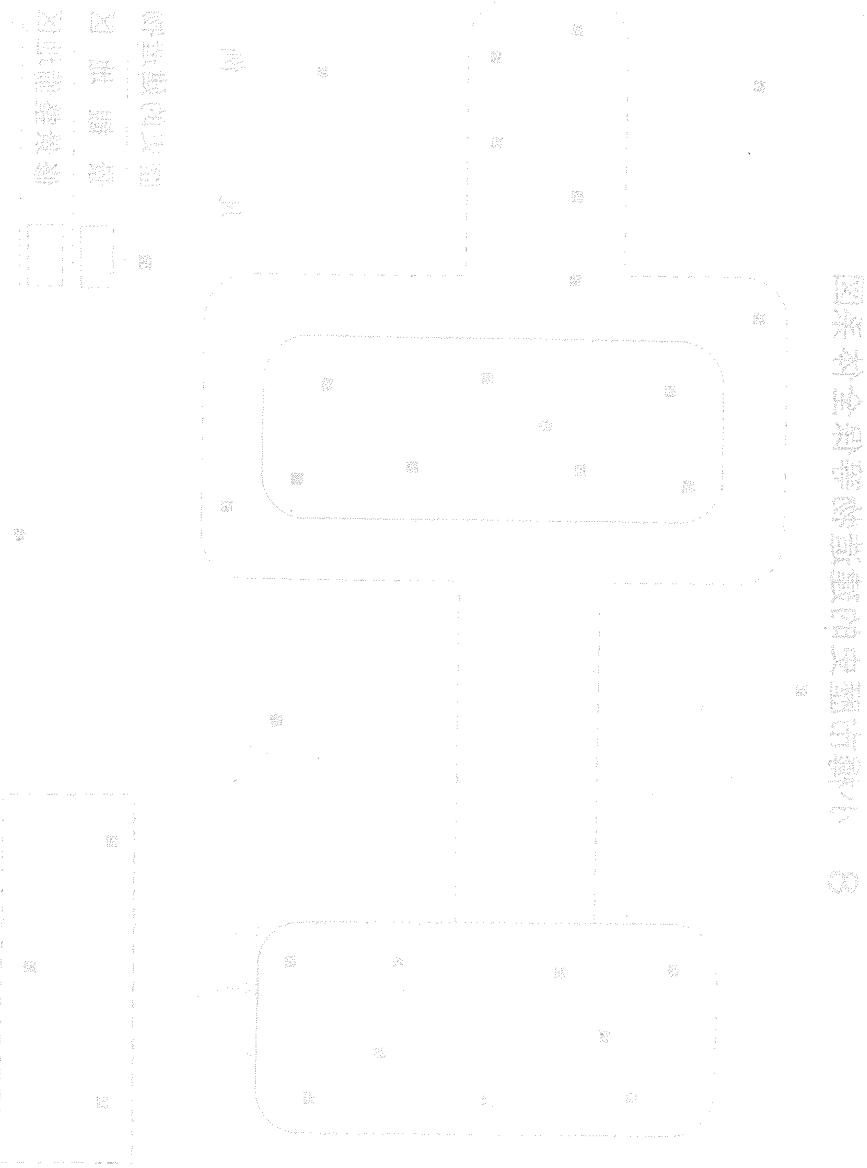
(10) 町名、地名、街路名、その他市民に親しまれている呼称の変更に関しては歴史的意義を考慮して慎重に対処すること。

## 8 小樽市歴史的建造物等保全体系図



# 資

# 料



中華人民共和國農業部編印

農業部編印

中華人民共和國農業部編印

農業部編印

中華人民共和國農業部編印

中華人民共和國農業部編印

中華人民共和國農業部編印

中華人民共和國農業部編印

中華人民共和國農業部編印

中華人民共和國農業部編印

中華人民共和國農業部編印

# I 小樽市歴史的建造物等保全審議会条例

制定 昭和57年3月29日条例第1号

## (設置)

第1条 小樽市の地域性豊かな歴史的都市景観の保全について必要な事項を審議するため、小樽市歴史的建造物等保全審議会（以下「審議会」という。）を置く。

## (所掌事項)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について審議する。

(1) 歴史的建造物及び歴史的都市景観を形成する地区（以下「景観地区」という。）の保全について

(2) 歴史的建造物及び景観地区の保全上必要と認められる地区の整備について

## (組織)

第3条 審議会は、学識経験者、関係行政機関の職員その他市民のうちから教育委員会が委嘱する20名以内の委員をもって組織する。

## (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1名を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。  
 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 審議会は、会長が招集する。  
 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(専門部会)

- 第7条 審議会は、必要に応じ、委員で構成する専門部会を置くことができる。  
 2 専門部会の委員は、会長が指名する。  
 3 専門部会に専門部会長を置き、所属委員の互選により定める。

(庶務)

- 第8条 審議会の庶務は、社会教育課において行う。  
 (委任)

- 第9条 この条例に定めるものの外、必要な事項は、教育委員会が定める。

#### 附 則

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

## II 小樽市歴史的建造物等保全審議会委員名簿

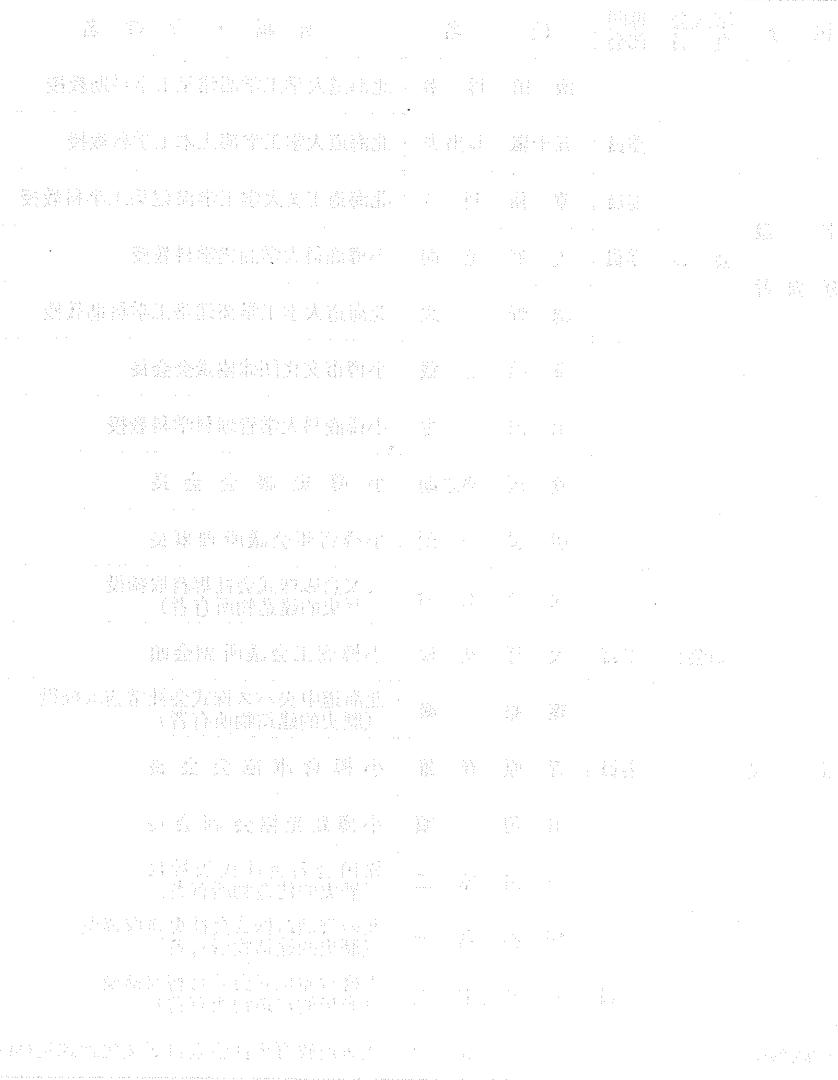
(五十音順・敬称略)

区分	審議会役員	専門部会	氏名	所属・役職名
学識経験者			飯田勝幸	北海道大学工学部建築工学科助教授
	委員		五十嵐日出夫	北海道大学工学部土木工学科教授
	委員		遠藤明久	北海道工業大学工学部建築工学科教授
	会長	委員	久野光朗	小樽商科大学商業学科教授
			越野武	北海道大学工学部建築工学科助教授
			斎藤富蔵	小樽市文化団体協議会会長
			山田一生	小樽商科大学管理科学科教授
			渡辺悌之助	小樽史談会会長
市民			伊藤一朗	小樽青年会議所理事長
			大家太治	大家倉庫株式会社専務取締役 (歴史的建造物所有者)
	副会長	委員	大野友暢	小樽商工会議所副会頭
			篠原巖	北海道中央バス株式会社常務取締役 (歴史的建造物所有者)
		委員	菅原春雄	小樽倉庫協会会長
			田辺順	小樽観光協会副会長
			松田惇二	松田合名会社代表社員 (歴史的建造物所有者)
			糀谷真一	北の薔薇酒造株式会社専務取締役 (歴史的建造物所有者)
行政機関	委員		米林栄夫	小樽倉庫株式会社常務取締役 (歴史的建造物所有者)
			大山武士	北海道教育庁社会教育部文化課課長補佐

(所属・役職名は委嘱時点のものである。)

# 第 1 回 小樽市歴史的建造物等保全審議会開催報告書

(会場地図)



## III 諒問書

昭和 57 年 6 月 14 日

小樽市歴史的建造物等保全審議会

会長 久野光朗 殿

小樽市教育委員会委員長

鳴井捨市

### 小樽市の歴史的建造物及び歴史的都市 景観の保全について(諒問)

小樽市の歴史的建造物及び歴史的都市景観の保全と整備に関する  
基本的な考え方並びに具体的施策のあり方について、貴審議会の意  
見を求める。

## 第 4 章

### IV 小樽市歴史的建造物等保全審議会審議経過

歴史的建造物等保全審議会		専門部会	
開催年月日	議題	開催年月日	議題
第1回 57. 6. 14	委員委嘱、会長・副会長の選出、教育委員会より諮詢、経過報告		
第2回 57. 7. 23	先進都市の事例報告 三委員による意見の発表		
第3回 57. 8. 23	米国における事例研究 現地視察（小樽）		
第4回 57. 10. 6	全委員の意見発表 専門部会委員の選出		
		第1回 57. 10. 26	先進都市の視察について 今後の作業の進め方について
		先進都市の視察 57. 11. 9～12	神戸市、倉敷市、盛岡市を視察
		第2回 57. 11. 26	答申原案の検討
		第3回 57. 11. 30	"
		第4回 57. 12. 24	"
		第5回 58. 1. 17	"
		第6回 58. 1. 22	"
		第7回 58. 2. 5	"
第5回 58. 2. 23	専門部会の審議経過報告 答申原案の検討		
第6回 58. 3. 22	答申原案の承認 教育委員会へ答申		

